○外務省告示第四百七十三号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、令和八年一月一日に効力を生ずる。ただし、第三十三規則及び第六十四規則の修正は、同日以後に国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言が作成される国際出願について適用する。

（令和五年十一月九日付け及び令和六年十二月三日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

令和七年十二月二十六日

外務大臣　茂木　敏充

一　33.1(a)中「書面による開示（図面その他の図解を含む。）によつて」を「手段のいかんを問わず」に改める。

二　34.1を次のように改める。

34.1　定義

(a)　第二条(i)及び(ii)の定義は、この第三十四規則については、適用しない。この第三十四規則の規定の適用上、「特許文献」には以下のものを含むものとする。

(i)　公表された国際出願

(ii)　公表された広域特許

(iii)　国内官庁又はその法的な先行官庁によつて千九百二十年以後に発行され公表された国内特許

(iv)　フランスによつて千九百二十年以後に発行された実用証

(v)　旧ソヴィエト連邦によつて発行された発明者証

(vi)　(ii)から(v)に規定するいずれかの態様の保護を求める出願であつて千九百二十年以後に公表されたもの

(b)　(c)の規定にかかわらず、第十五条(4)に規定する資料（「最小限資料」）は、次のものから成る。

(i)　(a)に掲げる「特許文献」であつて、実施細則に定める技術的要件及び利用可能性要件並びに該当する場合には36.1(ii)の規定に従つて、該当する国内官庁若しくはその法的な承継官庁により若しくはその官庁に代わつて、又は国際事務局により、利用することができるようにされたもの

(ii)　公表された非特許文献のうち国際調査機関が合意するものであつて最初の合意の際に及び変更の都度国際事務局によつて一覧表において公表されるもの

(c)　国際調査機関は、(b)に記載する必要な資料の調査に加え、更に国内官庁又はその法的な先行官庁によつて千九百二十年以後に発行された実用新案及び同年以後に公表された実用新案出願から成る実用新案文献を調査することが望ましい。ただし、その実用新案文献が、実施細則に定める技術的要件及び利用可能性要件に従つて、該当する国内官庁若しくはその法的な承継官庁により又はその官庁に代わつて利用することができるようにされている場合に限る。

(d)　実施細則に定める要件に従つて特許文献及び、該当する場合には、実用新案文献を利用することができるようにしている各国内官庁は、次のことを行う。

(i)　国際事務局にその旨を通知すること。

(ii)　新たに公表された特許文献及び、該当する場合には、新たに公表された実用新案文献を、通常利用することができるようにすること。

(iii)　利用可能な特許文献及び、該当する場合には、利用可能な実用新案文献の現在の範囲を実施細則に従つて詳述したオーソリティファイルを国際事務局に少なくとも毎年提供すること。

(e)　国際事務局は、(d)の規定に従つて通知された特許文献及び実用新案文献の利用可能性を認証し、当該文献の詳細及び当該文献が最小限資料の一部となる日付を公報に掲載する。国際事務局は、実施細則に定めるところにより、(d)(iii)に規定するオーソリティファイルのためのリポジトリーの管理業務を行う。

(f)　出願が二度以上公表される場合において、二度目以降に公表されたいずれのものも追加事項を含まない場合には、各国際調査機関は、最初に公表されたもののみをその資料に保存する義務を負う。

(g)　この第三十四規則の規定の適用上、公衆の閲覧に供されたにすぎない出願及び特許は、公表された出願及び特許とはみなさない。

三　36.1(i)中「国内官庁又は政府間機関は、」の次に「所要の技術分野について」を加える。

四　36.1(ii)を次のように改める。

(ii)　国内官庁又は政府間機関は、当該国内官庁若しくは政府間機関及び、該当する場合には、その法的な先行官庁若しくは機関が発行した特許及び公表した特許出願を第三十四規則に規定する最小限資料の部分として調査するために、実施細則に定める要件に従つて利用することができるようにしなければならない。

五　36.1(iii)を次のように改める。

(iii)　国内官庁又は政府間機関は、実施細則に従つて、調査の目的のために少なくとも第三十四規則に定める最小限資料を所有し又は継続して利用し得るようにしていなければならない。

六　63.1(i)中「国内官庁又は政府間機関は、」の次に「所要の技術分野について」を加える。

七　63.1(ii)を次のように改める。

(ii)　国内官庁又は政府間機関は、当該国内官庁若しくは政府間機関及び、該当する場合には、その法的な先行官庁若しくは機関が発行した特許及び公表した特許出願を第三十四規則に規定する最小限資料の部分として調査するために、実施細則に定める要件に従つて利用することができるようにしなければならない。

八　63.1(iii)を次のように改める。

(iii)　国内官庁又は政府間機関は、少なくとも、審査の目的のために適正に整備された第三十四規則に定める最小限資料を容易に利用することができるようにしておかなければならない。

九　第六十四規則の表題中「国際予備審査における」の下に「関連のある」を加える。

十　64.1(a)中「書面による開示（図面その他の図解を含む。）によつて」を「手段のいかんを問わず」に改める。

十一　64.2中「当該書面による開示以外の開示は、第三十三条(2)及び(3)の規定の適用上、先行技術の一部とはしない。もつとも、」を削り、「国際予備審査報告においては、」を「国際予備審査報告において、」に改める。